⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされる役職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付引当増加相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給付の額を控除して計上している。

⑶　徴収不能引当金の計上基準

学生納付金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　　低価法

評価方法　　最終仕入原価法

６．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。

＜注記事項＞

（貸借対照表注記）

１．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　　262,305千円

２．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額　　3,424,472千円

（キャッシュ・フロー計算書注記）

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	1,458,403千円
定期預金	―千円
資金期末残高	1,458,403千円

２．重要な非資金取引

現物寄附による固定資産の取得　　144,811千円

現物寄附による少額備品等の取得　　48,510千円

（固定資産の減損）

１．翌事業年度の特定の日以降使用しない決定を行った固定資産

⑴　翌事業年度の特定の日以降使用しない決定を行った固定資産の概要

用　途	種　類	場　所	使用しなくなる日
福利厚生	土地	西陣宿舎（敷地） 京都市上京区下清蔵口町	令和９年９月30日
福利厚生	建物	西陣宿舎 京都市上京区下清蔵口町	令和９年９月30日

⑵　使用しない決定を行った経緯及び理由

土地については、建物の使用廃止に伴い、宿舎敷地としての用途を廃止することとした。

建物については、耐震性の不足や老朽化の進行により維持が困難であることから、使用廃止を決定した。

⑶　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

（単位：千円）

場　所	種　類	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損の見込額
西陣宿舎（敷地）	土地	826,000	2,695,884	―
西陣宿舎	建物	528	0	528

⑷　回収可能サービス価額の算定方法

土地については、正味売却価額を採用している。

建物については、使用価値相当額を採用し、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いている。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公社債のみを保有し、株式等は保有していない。なお、当該資産運用は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、長期資金運用計画に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を財務委員会に報告している。

２．金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金及び預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券満期保有目的の債券	2,701,819	2,597,322	△　104,497

３．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価